

令和6年5月27日
個人情報保護委員会事務局
監視・監督室（保護評価班）

特定個人情報保護評価に関する規則の改正等について

今般、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号。以下「番号法等一部改正法」という。）の一部が施行されることに伴い、特定個人情報保護評価に関する規則の改正等を行いましたので、お知らせいたします。主な変更点は下記のとおりです。

記

番号法等一部改正法の一部施行により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が改正されたこと等に伴い、

- ・ 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）
- ・ 特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）
- ・ 特定個人情報保護評価指針の解説（平成26年個人情報保護委員会、令和6年5月27日最終改正）

等

のうち、改正等のあった法令を引用している部分等について、必要な改正等を行いました。

※ 特定個人情報保護評価に関する規則については、令和6年個人情報保護委員会規則第3号により、特定個人情報保護評価指針については、令和6年個人情報保護委員会告示第2号により改正（いずれも令和6年5月27日公布・施行）。

以上